

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
視覚障害児支援業務	R6. 4. 1	特定非営利活動法人神戸アイフレンズ	2, 462, 077	同法人は、盲学校の元教員や視能訓練の経験者など視覚障害のある乳幼児の支援に関する豊富なノウハウを有するスタッフにより運営されており、良質で安定した支援業務を行うことができる。視覚障害児の支援業務において、専門的な人材やノウハウを有し、継続的安定的に委託できる法人は同法人以外にはないことから、本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 総合療育センター (TEL：646-5210)
東部療育センター診療所 医師の技術指導業務	R6. 4. 1	兵庫県立こども病院	1 回につき55,000円	当医療機関は小児診療の専門病院として優れた実績を確立しており、肢体不自由児等に対する小児整形外科の診療について豊富なノウハウ・経験を有する医師を多数雇用している。東部療育センター診療所における小児整形外科の診療を継続かつ安定的に行うために医師の出務を依頼できる機関は同病院以外にないことから、本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 東部療育センター (TEL：451-7550)
給与計算システム保守運用業務	R6. 4. 1	株式会社さくらケーシーエス	1, 504, 800	当該システムは株式会社さくらケーシーエスが既存のパッケージソフトをもとに構築し、システム全般の管理を行っている。本業務には十分な知識と技術が必要であり、構築に携わった業者でなければ業務が実施できないため、当業者に委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6540)
D V被害者等生活支援事業	R6. 4. 1	特定非営利活動法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ	1, 555, 200	当法人は、D V被害者に対する自立支援を実施する上で、専門的な知識や、技術、人材を有しているだけではなく、シェルターの運営やD V被害者の居場所づくりを行っており、支援を必要とするD V被害者のニーズを把握しやすい環境にある。当法人は、市内にシェルターを有する唯一の団体であることから、本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-0249)
聴覚障害児支援中核機能強化事業実施業務	R6. 4. 1	地方独立行政法人神戸市民病院機構神戸市立医療センター中央市民病院	12, 939, 000	当該事業は、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、医療・保健・福祉・教育が連携し、乳児期の早い段階で聴覚障害を発見し、適切な医療機関・支援機関に確実につなぎ、聴覚障害児への切れ目のない支援体制を構築することを目的としている。令和３年４月に、難聴の手術やリハビリテーション、教育との連携、臨床研究を通じて人工内耳小児や高齢難聴者の支援を担う「総合聴覚センター」が神戸市立医療センター中央市民病院内に設立され、令和４年１月より本事業者に委託して聴覚障害児支援中核機能モデル事業を試行的に実施してきた。令和６年４月から聴覚障害児支援中核機能強化事業として本格実施するにあたり、当事業者以外に最適な事業者は他にないため、本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6846)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
神戸市療育センター障害児訓練業務	R6. 4. 1	公益財団法人ひょうご子どもと家庭福祉財団	181, 299, 360	障害児の訓練・療育業務について、国家資格を有する療法士（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）それぞれの必要人員を継続的かつ安定的に委託できる事業者は、当法人以外になく、本市の療育センターにおける業務の遂行状況も良好である。また、当法人は、国家資格を有する療法士を多数雇用しており、県内で療育事業を多数運営するなど、障害のある児童への療育に関する豊富な経験やノウハウを有していることから、本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6846)
神戸市療育センター電子カルテシステム運用保守業務	R6. 4. 1	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	56, 280, 785	当該システムは、同社が構築したものであり、保守運用業務についてはシステムプログラム及び運用体制に関する専門的な知識と高度な技術が必要なことから、本業務を安定的かつ効率的に遂行できるのは他にないため、当業者へ委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6846)
神戸市療育センターオンライン資格確認システム機器の保守業務	R6. 4. 1	西日本電信電話株式会社	1, 402, 500	当該システム機器およびネットワークは、同社が設置・設定したものであり、保守運用業務については専門的な知識と高度な技術が必要なことから、本業務を安定的かつ効率的に遂行できる事業者は他にないため、当業者へ委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6846)
令和6年度福祉情報システム「子ども子育て支援システム」の保守業務	R6. 4. 1	株式会社アイネス関西支社	27, 931, 200	福祉情報システム「子ども子育て支援システム」は、株式会社アイネスが著作権を有するパッケージ・ソフトウェア製品「WebRings」を基本とし納入したものである。 そのため、本システムの保守には、「WebRings」を扱うための専門性の高い技術・知識が必要であり、今回の委託業務で生じるような改修は、「WebRings」の著作権を有する当業者しか実施できないため、本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 幼保事業課 (TEL：322-6534)
病児保育事業に係る業務	R6. 4. 1	①たかはしクリニック（灘区） ②真星病院（北区） ③片山キッズクリニック（灘区） ④わだ小児科クリニック（須磨区） ⑤久保みずきレディースクリニック（西区） ⑥かなたに診療所（長田区） ⑦バルモア病院（中央区） ⑧つじの・こどもくりにつく【Kupu Kupu】（東灘区） ⑨つじの・こどもくりにつく【Mola Mola】（東灘区） ⑩公文病院（長田区） ⑪みやもと小児科（灘区） ⑫なでしこレディースホスピタル（西区） ⑬愛こどもクリニック（中央区） ⑭わくこどもクリニック（北区） ⑮おぎのこどもクリニック（垂水区） ⑯にこにこハウス医療福祉センター（北区） ⑰二星こどもクリニック（東灘区） ⑱つじの・こどもくりにつく神戸ベイ（東灘区） ⑲えがおのわ（灘区） (20)神戸市立医療センター西市民病院（長田区） (21)神戸市立西神戸医療センター（西区）	414, 847, 500	病児保育事業は、病状の急変等に際して、直ちに適切な対応が求められる。安全性の観点から、医師会から適正な事業者として推薦を受けた医療機関又は市立の医療機関へ委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 幼保事業課 (TEL：322-6534)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
保育士等キャリアアップ 研修に係る業務	R6. 4. 1	公益社団法人神戸市私立保育園連盟	33,000,000	当法人は市内の民間保育園等のほぼ全園が加盟しており、かねてより保育園職員を対象に、経験や職種に応じて幅広いジャンルに対応した幅広い研修を行うなど十分な実績を有している。このような多種多様な研修の開催実績を有し、かつ円滑な受講管理や運営を行うことができる事業者は加盟園と密接なつながりを持つ当法人の他にいないため、本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 幼保事業課 (TEL：322-6534)
保育士・保育所支援センター設置・運営、及び保育士等研修事業にかかる業務	R6. 4. 1	公益社団法人神戸市私立保育園連盟	29,914,148	市内の民間保育園等のほぼ全園が加入している当法人では、かねてから自らの課題として、保育士養成施設との定期会合等による保育士確保に向けた活動や、自主企画による保育士研修を行っている。 また、求人情報を効果的に取得するためには、各加盟園と密接なつながりを持つ当法人に委託することが最適であると判断するため、本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 幼保振興課 (TEL：322-5216)
豊かな心をはぐくむ教育 推進事業（みんなの幼稚園事業）にかかる業務	R6. 4. 1	公益社団法人神戸市私立幼稚園連盟	17,204,900	当法人は、市内認可私立幼稚園及び学校法人立認定こども園の全園が加盟し、組織されている団体であり、事業を実施する各園との連絡・調整を図る体制を有している唯一の団体であるため、本事業を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 幼保振興課 (TEL：322-6856)
特定医療費（小慢・未熟児）支給システム保守運用業務	R6. 4. 1	日本コンピューター株式会社	5,605,000	当該システムは日本コンピューター株式会社が既存のパッケージソフトをもとに構築し、システム全般の管理をしている。本業務には十分な知識と技術が必要であり、構築に携わった業者でなければ業務の実施が困難であるため、当業者へ委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6540)
こうべ健康いきいきサポートシステム保守運用業務	R6. 4. 1	株式会社さくらケーシーエス	10,128,000	当該システムは株式会社さくらケーシーエスが既存のパッケージソフトを基に構築し、システム全般の管理をしている。本業務は専門的知識及び高度な技術が必要であり、構築に携わった業者でなければ業務の実施が困難なため、当業者へ委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6513)
先天性代謝異常等検査業務	R6. 4. 1	一般社団法人神戸市医師会	1件につき2,954円	本事業は、先天性の疾患を早期に発見し治療につなげるため、採血から検査まで迅速に対応する必要がある。そのため、検査後のフォロー等の連携が不可欠であり、それらを実施可能な事業者は他にいないため当事業者へ委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6513)
母子保健（養育医療）システムの標準化開発業務	R6. 4. 1	株式会社日本コンピューター	18,150,000	当該システムは、当事業者が構築したものであり、現行システムの標準化対応版を利用するにあたって、当業者へ委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6540)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
子育てリフレッシュデ イ事業実施業務	R6. 4. 1	【デイサービス・ショートステイ】 ①神愛子供ホーム ②信愛学園 ③双葉学園 ④同朋学園 ⑤愛神愛隣舎 ⑥神戸真生塾 ⑦愛信学園 ⑧夢野こどもホーム ⑨神戸実業学院 ⑩天王谷学園 ⑪長田こどもホーム ⑫神戸少年の町 ⑬グイン・ホーム ⑭御影乳児院 ⑮真生乳児院 ⑯神戸少年の町乳児院 ⑰児童心理治療施設 ⑱しらゆりホーム 【デイサービスのみ】 母子生活支援施設 ①ベル青谷 ②ハーバー大慈 ③夢野母子ホーム ④ライオンズファミリーホーム ⑤グリーンコート新生 ⑥離宮ハイツ ⑦コーボ歌敷山	14, 700, 000	本業務は病気や出張その他の理由で、一時的に児童の養育が困難な場合に預かり保育することを目的に、児童福祉施設基準に即した設備及び専門的技術を有することを必要としており、それらを有する事業者は他にないため当事業者に本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-5211)
こどもケアラー世帯への 訪問支援業務	R6. 4. 1	①特定非営利活動法人 神戸ライフ・ケア協会 ②生活協同組合コープこうべ 在宅介護サービス ③コウダイケアサービス㈱ ④公益財団法人 神戸YWCA ⑤社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 兵庫県済生会 ⑥社会福祉法人 神港園 ホームヘルプ白川 ⑦特定非営利活動法人 神戸ライフ・ケア協会 ⑧（福）神港園 さん舞子神港園ホームヘルプセンター ⑨生活協同組合コープこうべ 在宅介護サービス西神南 ⑩（福）神港園 神港園ホームヘルプセンター ⑪NPO法人リーフグリーン ⑫パソナライフケア・パソナフォスター共同企業体	4, 000, 000	当該事業は、こどもが家事や育児を担っている等の課題を抱えた家庭への支援を目的としている。事業の実施には、家事・育児等の技術を有するヘルパーを安定的に供給できる体制が確保されていることが必要であり、虐待のリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭を対象としている養育支援訪問事業を受託している当事業者（令和4年2月に公募型プロポーザルを経て、令和4年2月から令和8年3月まで契約）へ一体的に委託することが合理的であるため委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-5211)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
（１）こうべ若者サポートステーションにおける心理カウンセリング等業務に係る委託契約及び （２）就職氷河期世代に対する心理カウンセリング業務	R6. 4. 1	一般社団法人キャリアエール	(1)2, 573, 459 (2)5, 807, 540	（１）「青少年の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、無業青少年の職業生活における自立を支援するため、国（厚生労働省）が民間事業者に委託して「地域若者サポートステーション」を設置しているところ、地方公共団体においても国の措置と相まって必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。 当該事業はこれに基づき、地域若者サポートステーション事業の一環として実施されるよう本市が措置を講ずるものであることから、国が選定した地域若者サポートステーション事業の受託者に委託し一体的に実施することが必要であるため、当法人へ委託するものである。 （２）令和２年２月に国（内閣府）が開始した地域就職氷河期世代支援加速化交付金事業においては、交付対象事業のひとつとして、「地域若者サポートステーション」において行われる上乘せ事業が想定されている。 本事業はこれに基づき、地域若者サポートステーション事業の一環として実施されるよう本市が委託を行うものであることから、国が選定した地域若者サポートステーション事業の受託者に委託し一体的に実施することが必要であるため、当法人へ委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 こども青少年課 （TEL：322-5181）
西区文化センタービル施設設備管理業務	R6. 4. 1	株式会社こうべ未来都市機構	10, 334, 275	西区文化センタービルは、ビル全体の共用部分の管理を当事業者に委託しており、同ビルの共用部分のうちこども家庭局持ち分にかかる施設設備管理業務についても一体的に管理することで、効率的な業務遂行が可能であることから、当事業者へ委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 こども未来課 （TEL：322-5213）
子育て応援サイト「こどもっとKOBE」運用・保守業務	R6. 4. 1	株式会社Qtmedia	7, 414, 000	当事業者は、サイトの構築やリリース直後の運用・保守を担っていたことから、当該サイトのコンセプトやサイトの構造、システム設計等を熟知している。 さらに、構築事業者以外が運用・保守業務を行うと、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるほか、障害発生時の初動対応に遅れが生じるリスクなども伴うことから、構築事業者が運用・保守を担うことが合理的であり、当事業者に委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 こども未来課 （TEL：322-5034）
こうべ子育て応援LINE配信業務	R6. 4. 1	特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクト	4, 259, 180	当事業者は、小児科医や内科医、産婦人科医、歯科医等の医師や管理栄養士等の専門家が監修する、妊娠週数や月齢に応じた胎児・乳児の成長過程の情報等に関する原稿に加え、神戸市の子育てイベントや健康診断等の情報もあわせて配信するサービスを提供している。このようなサービスをLINEで実施している事業者は他にないため、本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 こども未来課 （TEL：322-5213）
被虐待児地域見守り支援業務	R6. 4. 1	①社会福祉法人神愛子供ホーム（東灘区） ②社会福祉法人神戸真生塾（中央区） ③社会福祉法人基督教日本救霊隊神戸実業学院（兵庫区） ④社会福祉法人白百合学園（北区）	8, 640, 000	各委託先は児童福祉法に基づく児童家庭支援センターであり、本業務の実施に必要なノウハウや地域・関係機関とのネットワークを有し、24時間365 日対応可能な団体は他にないため、本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 こども家庭センター （TEL：322-977-7522）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
里親開拓促進業務	R6. 4. 1	公益社団法人家庭養護促進協会	7, 919, 000	当法人は、要保護児童の家庭養育を促進し、児童の健全育成及び児童福祉を推進することを目的とした団体であり、本業務の実施に必要な専門性及び地域・関係機関とのネットワークを有し、組織力な事業展開が可能な団体は他にないため、本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 こども家庭センター （TEL：977-7522）
里親トレーニング業務	R6. 4. 1	社会福祉法人神戸真生塾	3, 056, 000	当法人は、乳児院・児童養護施設・児童家庭支援センター等を運営しており、本業務の実施に必要な専門性及び地域・関係機関とのネットワークを有し、対象者への総合的な支援が可能な団体は他にないため、本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 こども家庭センター （TEL：977-7522）
訪問型産後ケア事業業務	R6. 4. 1	一般社団法人兵庫県助産師会	【事務費】 6, 000, 000円 【助産師派遣】 10, 000円/回 多胎児加算 2, 000円/回 前日17時以降のキャンセル 800円/回 派遣当日不在 2, 000円/回	当法人は、県内に居住または勤務する助産師が多く所属している職能団体であり、従来から地域の子育て支援を積極的に行っている。 産後１年未満の母子を対象とする本事業内容については、専門的知識及び技術を提供することができる助産師の確保が必要不可欠であるが、全市で助産師の派遣を安定的に実施できる団体は他にないため、本業務を委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 （TEL：322-6540）
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業業務	R6. 4. 1	公益財団法人チャイルド・ケモ・サポート基金	6, 472, 400	本事業においては、小児慢性特定疾病についての知識があり、さらに小慢児童等及びその家族について、必要な療養の確保、自立心の確立、必要な情報の提供等の便宜を供与することで、日常生活上の悩みや不安等の解消及び小慢児童等の健康の保持増進及び福祉の向上につながる体制が整備されていることが必要となる。また、関係機関との連携調整ができるネットワークを有することも必要であり、これらを適切に実施できる団体は他にないため、当法人へ委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 （TEL：322-6540）
専門職による思春期デリバリー授業業務	R6. 4. 1	神戸市助産師会	5, 316, 000	当団体は、市内の開業助産師が多く属しており、従来より地域での子育て支援や思春期における性教育の取り組みを積極的に行っている団体である。中学生を対象とした本事業内容について、専門的立場から正しい知識を提供すること、及び、市内の中学１年生と３年生全てへの助産師の講師派遣が可能な委託先は他にないため、当団体へ委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 （TEL：322-6540）
神戸市ひとり親家庭支援AI チャットボット運用保守業務	R6. 4. 1	CAMEL 株式会社	1, 056, 000	本事業のシステムの開発・構築について令和５年度に公募型プロポーザルを実施し、当事業者を選定した。AIチャットボットの運用にあたっては、当事業者の開発したシステムを利用する必要がある。 このため、本事業を実施できる事業者は他に存在しないため、当業者へ委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 子育て支援課 （TEL：322-0249）
ひとり親家庭住宅支援資金貸付に係る資金交付等業務	R6. 4. 1	株式会社パーソルテンプスタッフ	15, 700, 000	本事業は令和３年10月に制度を開始し、ひとり親家庭の悩みに寄り添いながら、ひとり親家庭が更なる困窮状態に陥らないように、場合によっては貸付ではなく、他の支援制度を案内するなど、貸付が必要な方にのみ貸付を行うようにしている。令和６年度から貸付にかかる償還金を収入予定であり、現在貸付から償還までの一連のスキームを構築している途中である。構築したスキームをマニュアル化し、次年度以降については見直し合わせ等を検討することを前提に、令和６年度も引き続き本事業者へ委託する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 子育て支援課 （TEL：322-0249）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
福祉医療システム運用保守業務	R6. 4. 1	株式会社日立システムズ 関西支社	56, 349, 480	本システムは本市の独自仕様に基づき、当事業者が開発した本市固有のシステムである。本委託内容については当該システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外に履行させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどシステム使用に著しく支障が生じる恐れがある。当該システムについて市民サービスを低下させることなく、正確かつ円滑に保守するためには、構築事業者が運用・保守を担うことが合理的であり、当事業者に委託するものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11 条（第1項第2 号に該当）	こども家庭局 こども未来課 (TEL：322-5213)
福祉医療システムマイナンバー対応業務	R6. 4. 1	株式会社日立システムズ 関西支社	57, 101, 000	本システムは本市の独自仕様に基づき、当事業者が開発した本市固有のシステムである。本委託内容については当該システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外に履行させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどシステム使用に著しく支障が生じる恐れがある。当該システムについて市民サービスを低下させることなく、正確かつ円滑に保守するためには、構築事業者が運用・保守を担うことが合理的であり、当事業者に委託するものである。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11 条（第1項第2 号に該当）	こども家庭局 こども未来課 (TEL：322-5213)
福祉医療システム受給者証カード化対応業務	R6. 4. 1	株式会社日立システムズ 関西支社	4, 504, 500	本システムは本市の独自仕様に基づき、当事業者が開発した本市固有のシステムである。本委託内容については当該システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外に履行させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどシステム使用に著しく支障が生じる恐れがある。当該システムについて市民サービスを低下させることなく、正確かつ円滑に保守するためには、構築事業者が運用・保守を担うことが合理的であり、当事業者に委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2 第1 項第2 号に該当）	こども家庭局 こども未来課 (TEL：322-5213)
児童相談システム保守運用業務	R6. 4. 1	富士通Japan 株式会社 兵庫公共ビジネス部	1, 936, 000	本システムは本市の独自仕様に基づき、当事業者が開発した本市固有のシステムである。本委託内容については当該システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外に履行させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどシステム使用に著しく支障が生じる恐れがある。当該システムについて市民サービスを低下させることなく、正確かつ円滑に保守するためには、構築事業者が運用・保守を担うことが合理的であり、当事業者に委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2 第1 項第2 号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6540)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
産後ケア事業（宿泊・通所）業務	R6. 4. 1	①毛利助産所 ②いなお助産院 ③秋山助産院 ④産後ケアハウス ひなた助産院 ⑤野の花助産所 ⑥きらら助産院 ⑦特定非営利活動法人母と子のケアサポートふすあんまゐ 助産所ふすあんまゐ ⑧いろり助産院 ⑨りんご助産院 ⑩梅っ子助産所 ⑪おり助産院 ⑫産後ケアハウス杉原 hare ⑬國本助産院 ⑭和～やわらぎ助産院 ⑮助産所ポストチャー ⑯まいこまいる助産院 ⑰なぎ・和助産院 ⑱ここね助産院 ⑲國本助産院 別院 maison38 ⑳助産所 きなり ㉑もりレディースクリニック ㉒公益財団法人 甲南会 甲南医療センター ㉓医療法人社団 たなべ産婦人科 ㉔医療法人社団 純心会 パルモア病院 ㉕医療法人社団 産科・婦人科 みずとりクリニック ㉖独立行政法人国立病院機構 神戸医療センター ㉗医療法人三友会 なでしこレディースホスピタル ㉘医療法人社団 ハーモニーレディースクリニック ㉙医療法人徳洲会 神戸徳洲会病院 ㉚医療法人社団 森本産婦人科クリニック ㉛登村レディースクリニック ㉜医療法人社団 恵友会 久保みずきレディースクリニック ㉝菅原記念診療所	・基本単価（減免分は別途加算） 宿泊（１日）27,000円 通所（１日）18,000円 ・多胎児加算（２人目以降１人につき） 宿泊（１日）7,000円 通所（１日）4,700円 ・キャンセル料 宿泊（１日）1,300円 通所（１日）1,000円	本業務は退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等専門性の高いサービスを提供することが必要であり、宿泊または通所で本業務を実施できる委託先は他にないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6513)
乳幼児健康診査一般的精密検査業務	R6. 4. 1	一般社団法人 神戸市医師会	3,200,000	本業務は専門的知識・技術を有し、通年で健診を実施することが必要であり、それらを実施できる神戸市医師会加入医療機関をとりまとめて効率的・経済的に事業を実施できる適当な委託先が他にないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6540)
９か月児健康診査業務	R6. 4. 1	①一般社団法人 神戸市医師会 ②医療法人ファミリアメディカル ファミリアメディカル神戸クリニック	①59,818,880 ②1,197,000	本業務は乳幼児の健全育成と疾病及び障害の早期発見・早期療育をはかるために実施するものであり、専門的知識・技術が必要である。それらを有する業務上適当な医療機関は他にないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6540)
乳幼児健康診査 小児科診察業務	R6. 4. 1	兵庫県立こども病院	2,415,000	本業務は心身の著しい発達を遂げる乳幼児期に、健康状態を確認するとともに、疾病・障害を早期に発見し、また適正な指導・助言を行い乳幼児の健康保持増進及び保護者の育児支援を推進するものであり、専門的知識・技術が必要である。それらを有する業務上適当な医療機関が他にないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6540)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
神戸市私立幼稚園人材支援センター設置・運営にかかる業務	R6. 4. 1	公益社団法人 神戸市私立幼稚園連盟	11,900,000	市内のすべての私立幼稚園が加盟している当事業者では、これまでも潜在的な幼稚園教諭希望者のマッチング事業等の幼稚園教諭の確保に向けた取り組みを行っている。また、求人情報を効果的に取得するためには、加盟園との連携が不可欠であり、それを網羅的に実施できる事業者が他にないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 幼保振興課 (TEL：322-5216)
地域子育て支援事業推進業務及びこどもの居場所づくり事業推進業務	R6. 4. 1	社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会	143,424,000	本業務の遂行にあたっては、子育て支援に係る専門的知見はもとより、①市内児童館及び学童保育施設の状況や運営実態を熟知した上で施設運営者に対する適切な助言を行うための見識、②施設職員育成のための知見、③関係機関や地域団体、こどもの居場所実施団体等との円滑な連携を行うことができる従前からの関係性と適切なアプローチ方法を熟知していること、④市内全区の各地域における子育て支援等に関するニーズの把握、に關しての能力のある人員の配置等が求められるところ、本業務を実施できる事業者が他にないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 こども青少年課 (TEL：322-5210)
神戸市産婦健康診査助成事業に係る委託契約	R6. 4. 1	一般社団法人 神戸市医師会	57,366,000	本業務は専門的知識・技術を有し、通年で健康診査を実施することが必要であり、それらを実施できる神戸市医師会加入医療機関をとりまとめて効率的・経済的に事業を実施できる適当な委託先が他にないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6540)
新生児聴覚検査費用助成事業に係る委託契約	R6. 4. 1	一般社団法人 神戸市医師会	29,851,000	本業務は専門的知識・技術を有し、通年で検査を実施することが必要であり、それらを実施できる神戸市医師会加入医療機関をとりまとめて効率的・経済的に事業を実施できる適当な委託先が他にないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6540)
公金受取口座導入にかかる福祉情報システムの改修業務	R6. 4. 1	株式会社アイネス	9,438,000	神戸市福祉情報システムは株式会社アイネスが著作権を有する福祉総合パッケージ「WebRings」を基本として開発されたものであり、開発に携わった事業者でなければ業務が実施できないため、当事業者に委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 子育て支援課 (TEL：322-5214)
児童手当2024 年度制度改正対応業務	R6. 4. 22	株式会社アイネス	20,768,000	神戸市福祉情報システムは株式会社アイネスが著作権を有する福祉総合パッケージ「WebRings」を基本として開発されたものであり、開発に携わった事業者でなければ改修業務が実施できないため、当事業者に委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 子育て支援課 (TEL：322-5214)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
特定医療費（小児慢性） 支給システム改修業務 （小慢登録者証情報追加）	R6. 6. 10	日本コンピューター株式会社	1, 650, 000	本システムは当事業者が既存のパッケージソフトをもとに構築し、システム全般の管理をしている。本業務には十分な知識や技術が必要であり、構築に携わった事業者でなければ改修業務が実施できないため、当事業者に委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6513)
住民記録システム こ べっこウェルカム定期便 事業の対象者データ抽出 機能拡張業務	R6. 7. 25	日本電気株式会社	6, 261, 750	本システムは、当事業者が開発したものであり、保守業務についても当事業者が行っている。本委託内容は、当該システムの機能拡張に当たり、開発に携わった事業者でなければ改修業務が実施できないため、当事業者に委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 こども未来課 (TEL：322-5213)
産後ケア事業（宿泊・通 所）業務	R6. 8. 1	①地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター西市民病院 ②石田助産所 ひろまる	・基本単価（減免分は別途加算） 宿泊（１日）27, 000円 通所（１日）18, 000円 ・多胎児加算（２人目以降１人につき） 宿泊（１日）7, 000円 通所（１日）4, 700円 ・キャンセル料 宿泊（１日）1, 300円 通所（１日）1, 000円	本業務は退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等専門性の高いサービスを提供することが必要であり、宿泊または通所で本業務を実施できる委託先は他にないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL：322-6513)
福祉医療システム 児童 扶養手当所得制限緩和に 伴う対応業務	R6. 8. 6	株式会社日立システムズ 関西支社	8, 108, 000	本システムは本市の独自仕様に基づき、当事業者の技術及びノウハウを元に開発した本市固有のシステムである。本委託内容については当該システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外に履行させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどシステム使用に著しく支障が生じる恐れがある。そのため、構築事業者が運用・保守・改修を担うことが合理的であり、当事業者に委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 こども未来課 (TEL：322-5213)
病児保育事業に係る業務	R6. 9. 1	医療法人さんと会（中央区）	10, 145, 881	病児保育事業は、病状の急変等に際して、直ちに適切な対応が求められる。安全性の観点から、医師会から適正な事業者として推薦を受けた医療機関又は市立の医療機関へ委託するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に該当）	こども家庭局 幼保事業課 (TEL：322-6534)